平成26年7月

損保ジャパンと日本興亜損保は、関係当局の認可等を前提として、2014年9月1日に合併し、「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」になります。

ベーシックプラン専用

個人用火災総合保険

火災はもちろん 住まいを取りまく“火災以外

THE

におまか

火災保険の保険金支払実績を見てみると、平均支払額ランキングでは火災が第1位ですが、事故件数ランキングでは水災・風災・雪災などの自然災害や、水濡れなどの日常のアクシデントが火災よりもずっと上位に。
住まいを守るためには、幅広い備えが大切です。

実際のデータで必要な備えを考えましょう!

〈平成24年度個人用火災総合保険 保険金支払実績〉より

事故件数ランキング 事故種別	事故件数	順位	平均支払額ランキング 事故種別
水災・風災・雪災など	21,025件	第1位	火　災
漏水などによる水濡れ	4,057件	第2位	漏水などによる水濡れ
不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)	2,864件	第3位	水災・風災・雪災など
落　雷	2,810件	第4位	盗難による盗取・損傷・汚損
建物外部からの物体の落下・飛来・衝突など	1,719件	第5位	落　雷
盗難による盗取・損傷・汚損	1,583件	第6位	建物外部からの物体の落下・飛来・衝突など
火　災	926件	第7位	不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)

たとえば

火災による全損時の建物平均支払額

1,199.4万円

※ 平均支払額とは、平成24年度に個人用火災総合保険でお支払いした保険金の支払額の平均額です。
※ ランキングには地震保険の保険金支払実績(事故件数、平均支払額)は含まれません。

建物を補償

家財も補償

建物と家財　建物のみ　家財のみ　が選べます。

さらに ＋ 地震保険で

用語の解説

[保険契約者/契約者] 保険会社に保険契約の申し込みをする方のことをいいます。保険契約が成立すると、保険料の支払義務、通知義務などの保険契約に基づく義務を負うことになります。

[被保険者] 補償を受けられる方のことをいいます。基本的には保険契約者と同一ですが、別の方となる場合もあります。保険契約が成立すると、通知義務などの保険契約に基づく義務を負うことになります。

[保険の対象] 保険をつける対象のことをいいます。建物、家財が該当します。これらは、それぞれ別個に保険金額を設定してご契約をする必要があります。たとえば建物だけを契約した場合、家財の補償は受けられません。

[保険金額] 保険契約において保険の対象に対して設定する契約金額のことで、お支払いする保険金の限度額となります。

[保険金] 保険契約により補償される事故によって損害が生じた場合に、保険会社が被保険者にお支払いする金銭をいいます。

[保険料] 保険契約者が保険契約に基づいて保険会社に支払う金銭のことをいいます。保険契約の申し込みをしても、払込期日までに保険料のお支払いがなければ、補償はされません。

[敷地内] 同一の契約者または被保険者によって占有されている、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地のことをいいます。(塀などの囲いの有無を問いません。)また、公道、河川などが介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

アクシデント
の事故”も

せください!

補償があってよかった!

火災以外の事故のお支払保険金事例

事故件数 1位

水災・風災・雪災など

事故事例

集中豪雨で自宅が床上浸水した。

お支払保険金例 **152.7万円**

事故件数 2位

漏水などによる 水濡(ぬ)れ

事故事例

天井裏の水道管が破損し水濡(ぬ)れ損害が発生した。

お支払保険金例 **71.1万円**

事故件数 3位

不測かつ突発的な事故（破損・汚損など）

事故事例

物を運んでいるときにバランスを崩し、ドアに当たりドアが破損した。

お支払保険金例 **26.9万円**

事故件数 6位

盗難 による盗取・損傷・汚損

事故事例

泥棒が入って窓ガラス、ドアが破損した。

お支払保険金例 **91.9万円**

※ これらは事例であり、実際の事故によってお支払保険金の額は異なります。

地震にも対応

原則付帯されます。

もくじ

大きな安心を上手に備える カンタン 6ステップ

[再調達価額] 損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。

[協定再調達価額] 建物について、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額を基準として、当社と保険契約者または被保険者との間で評価し、協定した額で、保険証券に記載した額をいいます。

[新価] 保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。

[時価額] 再調達価額による評価額から、年数の経過による減価や使用による消耗分を差し引いた額を基準にした評価額です。時価とは、保険の対象の新価から使用による消耗および経過年数などに応じた減価額を控除した額をいいます。

[自己負担額] 保険金をお支払いする事故が発生した場合に、保険契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額をいいます。損害額から自己負担額を差し引いた額を保険金としてお支払いします。

[告知事項] 危険(注)に関する重要な事項のうち、保険契約申込書等の記載事項とすることによって保険会社が契約前に告知を求めるものをいいます。たとえば、保険の対象の所在地などが該当します。
(注)危険とは、損害の発生の可能性をいいます。

[通知義務] ご契約以降に、告知事項の内容に変更が生じた場合に、保険契約者または被保険者が保険会社に遅滞なく連絡しなければならない義務のことです。たとえば、住居を店舗に改築した場合などが該当します。

[通貨等] 通貨および小切手をいいます。

当社のTHE すまいの保険は、お客さまの視点から火災保険の安心を見つめ直した、新しい火災保険です。
受取保険金の算出方法やご契約手続き、保険証券の「わかりやすさ」もとことん追求しました。
なかでも、THE すまいの保険 ベーシックプランでは、幅広い補償をご提供します。

特長1 自然災害をはじめワイドな補償が頼もしい!

THE すまいの保険では、火災をはじめとするさまざまな災害から日常生活の思いもよらないリスクまで、大切な建物・家財を幅広くお守りします。24時間万全の補償で安心をご提供します。

ひとまわり大きな安心をプラス! セットできるオプション(各種特約)は p11をご参照ください。

火　災	落　雷	破裂・爆発
風災、雹(ひょう)災、雪災	水　災	建物外部からの物体の落下・飛来・衝突など
漏水などによる水濡(ぬ)れ	騒擾(じょう)・集団行動等に伴う暴力行為	盗難による盗取・損傷・汚損
不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)	さらに補償を拡げるオプション(各種特約)	

特長2 いざというときの受取保険金が違う!

建物が古くなっても全額補償!

「評価済保険」の導入(建物のみ)

THE すまいの保険では、ご契約時に建物の新価の評価を適正に行ったうえで、その範囲内で保険金額を設定し、これを維持します。保険金お支払時には、保険金額を限度に実際の損害額を保険金としてお支払いします。(全焼等により建物を復旧できない場合などを除いては、自己負担額が差し引かれます。)

全焼 保険金額を限度に全額補償!

半焼 保険金額を限度に損害額を補償!

ここが違う! 従来の火災保険(注1)では、保険金お支払時に再度評価を行うため、物価の変動などにより、ご契約時の保険金額が全額補償されないことがありました。THE すまいの保険では、建物に「評価済保険」を導入することで、この問題を解決しました。

〈THE すまいの保険の場合〉
評価済 ＜ ご契約時の評価を維持します(注2)。

〈従来の火災保険(注1)の場合〉
罹災時再評価 ＜ 保険金お支払時に再度評価します。

受取保険金の「期待額」と「実際の額」の違いを解消しました!

「自己負担額」が選択できます!

従来の火災保険(注1)では、損害の程度によっては補償がされなかったり、受取保険金が少なくなったりすることがありました。
THE すまいの保険では、保険金額を限度に損害額から自己負担額を差し引いた額(注3)を全額お支払いすることで、こうしたわかりにくさを解消しました。

〈THE すまいの保険の場合〉

－ 自己負担額(注4) ＝
0円(注4)　1万円　3万円　5万円　10万円 からお選びいただけます。

〈従来の火災保険(注1)の場合〉

	◎損害額が20万円以上の場合	◎損害額が20万円未満の場合
風災	損害額の全額をお支払いします。	お支払いできません。
水災	損害の程度によって、お支払いできる損害額が3段階に分かれていました。(一部、実損払型の商品もあります。)	

(注1)従来の火災保険とは、住宅総合保険などをいいます。
(注2)保険の対象が建物で保険期間が5年を超える契約の場合、保険金額調整等に関する追加特約が必ず適用されます。この特約に規定する物価変動率が0.80未満(20%を超える下落)となったときは、協定再調達価額または保険金額の調整につき、当社からお客さまにご連絡します。
(注3)保険の対象が建物の場合、全焼等により建物を復旧できないときなどには自己負担額は差し引かれません。
(注4)自己負担額の詳細につきましてはp7、p9をご参照ください。

特長3 便利でおトクなお手続き!

ご契約時に現金のご用意は不要!

ご契約手続きはカンタン!

保険料（分割払の場合は初回保険料）は、保険期間の初日の属する月の翌月に口座振替によりお支払いいただきます。したがって、**ご契約時に現金をご用意いただく必要はありません**（キャッシュレス）。なお、その他にも後日、郵便局やコンビニエンスストアを通じて払込票により保険料をお支払いいただく方法などもあります。

※ 団体扱契約、集団扱契約などは上記と保険料のお支払方法が異なります。

保険料のご負担を軽くする割引制度があります!

2～5年の整数年の保険期間の分割払でご契約いただくと・・・

- **保険料の割引があります。**
  ※ 地震保険は割引の対象外です。
- **一度にまとまったお金を用意する必要がありません。**
- **毎年の更新手続きが不要です。**

特長4 補償内容がひと目でわかる!「保険のとりせつ」

○×表示で補償内容がひと目でわかる 証券と約款を一体化した「とりせつ（取扱説明書）」を作成しました!

- 証券、証券解説、約款を一冊のガイドブックとしてお届けいたします。
- お客さまのご契約内容が○×表示でひと目で確認できます。
- 「約款は字が細かくて分量も多いため読む気がしない」という声にお応えするため、お客さまが加入した補償内容だけに絞って印刷した「オンデマンド約款」としました。

特長5 充実のサービスをすべてのプラン(注1)で無料付帯!「すまいとくらしのアシスタントダイヤル」

※ 平成26年7月1日以降にご利用いただけます。

THE すまいの保険にご加入いただくと無料で使えます!

日常生活やお住まいのトラブル等でお困りの際に、専門業者を手配しての応急処置や、お電話でのご相談等に対応するサービスです。詳細につきましては、ご契約のしおり、ご契約後に送付される「とりせつ（取扱説明書）」記載の「すまいとくらしのアシスタントダイヤル」サービス利用規約をご参照ください。

サービスのご利用が可能な時間帯	サービス名		
24時間365日	水まわりのトラブル応急サービス	かぎのトラブル応急サービス	
	防犯機能アップ応援サービス	健康・医療相談サービス(注2)	介護関連相談サービス
平日 午前10時～午後5時(注3)	住宅相談サービス（原則予約制）	法律相談サービス（原則予約制）	
	税務相談サービス（原則予約制）		

「すまいとくらしのアシスタントダイヤル」は p22 をご参照ください。

（注1）総括契約に関する特約がセットされた契約の場合は、サービスの対象外となります。
（注2）サービスの内容によってはご利用可能な時間帯が異なります。 （注3）土・日・祝日、12/31～1/3を除きます。

2つのステップであなたの心配に「ピッタリ安心!」をご案内します。

START! まずはご確認ください。

すべての契約プランで次の補償が受けられます。

- 火災 事故件数7位 平均支払額1位
- 車の飛び込みなど 事故件数5位 平均支払額6位
- 落雷 事故件数4位 平均支払額5位
- 水濡(ぬ)れ 事故件数2位 平均支払額2位
- 破裂・爆発
- 盗難 事故件数6位 平均支払額4位
- 風災、雹(ひょう)災、雪災 事故件数1位※ 平均支払額3位※

※ このデータは水災・風災・雪災などの合計です。水災はベーシック(Ⅰ型)水災なし、ベーシック(Ⅱ型)水災なしのプランを選択した場合は補償されません。

Step 1

心配ごとチェック

暮らしの中のちょっとしたアクシデントで数十万円の損害が出ることも…

Check

1つでも心配なことはありますか?

破損・汚損など

事故件数3位 平均支払額7位

- 小さいお子さまがいて、物を壊したりする心配はありませんか?
- お部屋の掃除中に誤ってドアや壁を壊すケースもよくあります…
- 家具の配置替えで壁や家具を破損したことはありませんか?

いいえ

賃貸住宅にお住まいの方には!

もしものとき、大家さんへの賠償をしっかりサポート!

「家財」と「賠償」の安心補償

THE 家財の保険

にご加入ください。

保険の対象は家財です。THE 家財の保険は、賃貸住宅にお住まいの方を対象としており、借用戸室が火災などにより損壊した場合、大家さんに対する法律上の賠償責任を補償する借家人賠償責任補償が自動セットされています。

※ 詳細につきましては、THE 家財の保険のパンフレットをご参照ください。

建物のみ の補償だけでは、生活の立て直し

家具や家電製品などの家財(生活用の動産)は、建物とは別に家財を保険の対象としてご契約いただかなければ、損害を受けても保険金が支払われません。

建物と家財 それぞれに火災保険をかけた場合

建物 家財

補償されます。 補償されます。

建物のみ に火災保険をかけた場合

建物 家財

補償されます。 補償されません。

THE すまいの保険

新価の範囲内で自由に保険金額を設定できます。

家財の評価額の全額を補償しようとすると保険料の負担が大きくなるし、かといって一部しか加入しないと損害額の一部しか支払われないし…とお考えのお客さまのニーズにお応えします。新価の範囲内で自由に保険金額を設定できます。

保険の対象となる建物は戸建ですか?マンションなど(注)の戸室ですか?

(注)コンクリート造建物、コンクリートブロック造建物、れんが造建物、石造建物または耐火建築物に該当する共同住宅をいいます。

\ピッタリプランはこちら!/

はい

戸建 → 戸建 ベーシック(Ⅰ型) P7

マンション

洪水(こう)や土砂崩れなどのおそれはありませんか?
河川の近くなど立地によっては、水災も心配です…

- ある → マンション ベーシック(Ⅰ型) P9
- ない → マンション ベーシック(Ⅰ型)水災なし P9

それぞれの契約プランで
建物と家財
建物のみ
家財のみ
が選べます。

戸建 → 戸建 ベーシック(Ⅱ型) P7

マンション

洪水(こう)や土砂崩れなどのおそれはありませんか?
河川の近くなど立地によっては、水災も心配です…

- ある → マンション ベーシック(Ⅱ型) P9
- ない → マンション ベーシック(Ⅱ型)水災なし P9

※「THE すまいの保険」には、上記ベーシックプランの他に、補償を限定したスリムプランもあります。

に多額の費用が発生します。 家財 の補償もお忘れなく!!

で家財を保険の対象とする場合

■「新価1,500万円」「時価1,000万円」の家財をお持ちで、「保険金額600万円」に設定した場合の受取保険金の違い

〈THE すまいの保険の場合〉
保険金額を限度に損害額全額をお支払い!
(自己負担額は差し引かれます。)

〈従来の火災保険(注)の場合〉
損害額を下回る金額で不十分…
(注)従来の火災保険とは、住宅総合保険など(価額協定保険特約をセットしない場合)をいいます。

$$\left(損害額 \times \frac{保険金額}{時価額 \times 80\%} = 500万円 \times \frac{600万円}{1{,}000万円 \times 80\%} = 375万円 \right)$$

家財の新価の目安

思っている以上に家財は高額です。

(平成26年1月現在)

世帯主の年齢 \ ご家族構成	2名 大人のみ	3名 大人2名 子供1名	4名 大人2名 子供2名	5名 大人2名 子供3名	独身世帯
25歳前後	480万円	560万円	650万円	740万円	290万円
30歳前後	690万円	770万円	860万円	940万円	
35歳前後	890万円	980万円	1,060万円	1,150万円	
40歳前後	1,100万円	1,180万円	1,270万円	1,360万円	
45歳前後	1,300万円	1,390万円	1,480万円	1,560万円	
50歳前後(含以上)	1,510万円	1,600万円	1,680万円	1,770万円	

※ 上の表は家財の新価の目安となります。上の表にない家族構成の場合は、取扱代理店または当社までお問い合わせください。
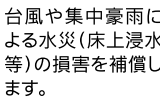
戸建プランを確認する!

それぞれの契約プランで 建物と家財 建物のみ 家財のみ が選べます。

「損害保険金」補償内容

補償の充実した2つのプランをご提案します。
その他の契約プランにつきましては、取扱代理店または当社にお問い

補償内容 詳しくはP16へ / 選べる契約プラン	火災 失火やもらい火などによる火災の損害を補償します。 落雷 落雷による損害を補償します。 破裂・爆発 ガス漏れなどによる破裂・爆発などの損害を補償します。	風災、雹災、雪災 風、雹、雪などによる損害を補償します。 雨などの吹込みによって生じた損害につきましては、建物やその開口部が風などにより直接破損した場合にかぎります。	水災 台風や集中豪雨による水災(床上浸水等)の損害を補償します。	建物外部からの物体の落下・飛来・衝突など 自動車の飛び込みなどによる損害を補償します。 漏水などによる水濡れ 給排水設備の事故や他人の戸室で生じた事故に伴う漏水などによる水濡れ損害を補償します。 給排水設備自体に生じた損害を除きます。 騒擾・集団行動等に伴う暴力行為 集団行動等に伴う暴力・破壊行為による損害を補償します。 盗難による盗取・損傷・汚損 盗難による盗取や損傷・汚損などの損害を補償します。
ベーシック(I型)	○	○	○	○
ベーシック(II型)	○	○	○	○

1分でできるクイック試算!

建物を保険の対象に含める「THE すまいの保険」の保険料を当社公式ウェブサイトで簡単に試算できます。

プラン選びのポイント

「✕ 補償されません」の場合、
次のような事故で保険金を受け取ることはできません。

不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)

事故事例

物を運んでいるときにバランスを崩し、ドアに当たりドアが破損した。

お支払保険金例
26.9万円

※ 上記は事例であり、実際の事故によってお支払保険金の額は異なります。

上記の補償(費用保険金は
に対する損害では、右記の算
損害保険金をお支払いします。
金額が上限となります。

※ 1つのご契約で、建物と家財
れている場合、上記の自己負
物と家財それぞれの損害額
用されます。

※ 保険の対象が建物で、全焼
物を復旧できない場合また
損害の額が協定再調達価額
合は、自己負担額を差し引か
調達価額を損害保険金とし
します。ただし、主契約の保険
とします。
(注)保険の対象が建物の場合に

合わせください。

不測かつ突発的な事故（破損・汚損など）

誤って自宅の壁を壊した場合などの偶然な事故による損害を補償します。

選べる

自己負担額(注)

（注）臨時費用保険金なしを選択された場合は、自己負担額0円または1万円を選択することはできません。

○

(注)0円 (注)1万円 3万円 5万円 10万円

下記⚠参照

補償されません

(注)0円 (注)1万円 3万円 5万円 10万円

下記⚠参照

全プラン共通で自動的にセット

「費用保険金」補償内容

地震火災費用保険金

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で建物が半焼以上、または保険の対象の家財が全焼した場合は、保険金額の5%をお支払いします。

残存物取片づけ費用保険金

損害保険金が支払われる場合に損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用をお支払いします。

水道管修理費用保険金

専用水道管が凍結によって損壊を受け、これを修理する場合の費用をお支払いします。（ただし、パッキングのみに生じた損壊は含みません。）保険の対象に建物が含まれる場合のみ補償します。

臨時費用保険金

損害保険金にプラスしてお支払いします。
［支払割合・限度額が選べます］

選べる

損害保険金×30% 限度額300万円	損害保険金×30% 限度額100万円	
損害保険金×20% 限度額100万円	損害保険金×10% 限度額100万円	臨時費用保険金なし

損害防止費用

火災、落雷、破裂または爆発による損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合に、その損害防止費用をお支払いします。

詳しくはP17へ

さらに

ひとまわり大きな安心をプラス！

さらに補償を拡げるオプション（各種特約）について

詳しくはP11へ

THE すまいの保険には原則付帯されます。

ご希望により外すこともできます。

さらに

地震保険

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失が生じた場合に保険金をお支払いします。

地震保険について 詳しくはP13へ

自己負担額とは

除きます。）
式によって
ただし保険

損害額 － 自己負担額 ＝ 損害保険金

をご契約さ
担額は、建
に対して適

等により建
は建物の
に達した場
ず、協定再
てお支払い
金額を限度

かぎります。

⚠ 自己負担額0円を選択した場合のご注意

自己負担額0円を選択した場合でも不測かつ突発的な事故（破損・汚損など）の自己負担額は1万円となります。

家財を保険の対象とした場合のご注意

①お申し込みの際にご申告いただかなければ、補償されないものがあります。

貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの（以下「貴金属・宝石等」といいます。）や、稿本や設計書などは、お申し込み時にご申告いただき、保険証券に明記されなければ補償されません。またこれらのものは、明記物件といい、損害額の算出は時価額を基準とします。

②明記し忘れた貴金属・宝石等の取扱い

貴金属・宝石等を保険証券に明記し忘れた場合であっても、保険期間を通じて1回の事故にかぎり、これを保険の対象に含むものとします。この場合、損害の額が1個または1組ごとに30万円を超えるときは、その損害の額を30万円とみなします。ただし、1回の事故につき、300万円または保険の対象である家財の保険金額のいずれか低い額を限度とします。

③盗難の補償限度額（損害額を限度に以下のとおりお支払いします。）

■明記物件の盗難の場合は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または家財の保険金額のいずれか低い額を限度とします。
■上記にかかわらず、通貨等、預貯金証書等の盗難の場合は、1回の事故につき、1敷地内ごとに、下表の金額を限度として、損害額をお支払いします。

事故の種類	限度額
通貨等、印紙、切手、乗車券等の盗難	20万円
預貯金証書の盗難	200万円または家財の保険金額のいずれか低い額

保険金をお支払いできない主な場合につきましてはP15をご参照ください。

マンションプランを確認する!

それぞれの契約プランで 建物と家財 建物のみ 家財のみ が選べます。

マンションプランをお選びいただく場合のご注意
マンションプランをお選びいただくことができるマンションとは、コンクリート造建物、コンクリートブロック造建物、れんが造建物、石造

「損害保険金」補償内容 補償の充実した4つのプランをご提案します。

補償内容 詳しくはP16へ / 選べる契約プラン	火災 失火やもらい火などによる火災の損害を補償します。 落雷 落雷による損害を補償します。 破裂・爆発 ガス漏れなどによる破裂・爆発などの損害を補償します。	風災、雹災、雪災 風、雹、雪などによる損害を補償します。 雨などの吹込みによって生じた損害につきましては、建物やその開口部が風などにより直接破損した場合にかぎります。	水災 台風や集中豪雨による水災(床上浸水等)の損害を補償します。	建物外部からの物体の落下・飛来・衝突など 自動車の飛び込みなどによる損害を補償します。 漏水などによる水濡れ 給排水設備の事故や他人の戸室で生じた事故に伴う漏水などによる水濡れ損害を補償します。 給排水設備自体に生じた損害を除きます。 騒擾・集団行動等に伴う暴力行為 集団行動等に伴う暴力・破壊行為による損害を補償します。 盗難による盗取・損傷・汚損 盗難による盗取や損傷・汚損などの損害を補償します。
ベーシック(Ⅰ型)	○	○	○	○
ベーシック(Ⅰ型)水災なし	○	○	×補償されません	○
ベーシック(Ⅱ型)	○	○	○	○
ベーシック(Ⅱ型)水災なし	○	○	×補償されません	○

1分でできるクイック試算!

建物を保険の対象に含める「THE すまいの保険」の保険料を当社公式ウェブサイトで簡単に試算できます。

プラン選びのポイント

「×補償されません」の場合、
次のような事故で保険金を受け取ることはできません。

不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)

事故事例

物を運んでいるときにバランスを崩し、ドアに当たりドアが破損した。

お支払保険金例
26.9万円

※ 上記は事例であり、実際の事故によってお支払保険金の額は異なります。

上記の補償(費用保険金は
に対する損害では、右記の算
損害保険金をお支払いします。
金額が上限となります。

※ 1つのご契約で、建物と家財
れている場合、上記の自己負
物と家財それぞれの損害額
用されます。

※ 保険の対象が建物で、全焼
物を復旧できない場合また
損害の額が協定再調達価額
合は、自己負担額を差し引か
調達価額を損害保険金とし
します。ただし、主契約の保険
とします。
(注)保険の対象が建物の場合に

建物または耐火建築物に該当する共同住宅をいいます。

不測かつ突発的な事故（破損・汚損など）

誤って自宅の壁を壊した場合などの偶然な事故による損害を補償します。

選べる

自己負担額(注)

（注）臨時費用保険金なしを選択された場合は、自己負担額0円または1万円を選択することはできません。

○

○

(注)0円 (注)1万円 3万円 5万円 10万円

下記⚠参照

補償されません

(注)0円 (注)1万円 3万円 5万円 10万円

下記⚠参照

全プラン共通で自動的にセット

「費用保険金」補償内容

地震火災費用保険金

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で建物が半焼以上、または保険の対象の家財が全焼した場合は、保険金額の5%をお支払いします。

残存物取片づけ費用保険金

損害保険金が支払われる場合に損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用をお支払いします。

水道管修理費用保険金

専用水道管が凍結によって損壊を受け、これを修理する場合の費用をお支払いします。(ただし、パッキングのみに生じた損壊やマンションなどの共用部分の専用水道管にかかわる修理費用は含みません。)
保険の対象に建物が含まれる場合のみ補償します。

臨時費用保険金

損害保険金にプラスしてお支払いします。
[支払割合・限度額が選べます]

損害保険金×30% 限度額300万円	損害保険金×30% 限度額100万円	選べる
損害保険金×20% 限度額100万円	損害保険金×10% 限度額100万円	臨時費用保険金なし

損害防止費用

火災、落雷、破裂または爆発による損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合に、その損害防止費用をお支払いします。

詳しくはP17へ

さらに

ひとまわり大きな安心をプラス!

さらに補償を拡げるオプション（各種特約）について

詳しくはP11へ

THE すまいの保険には原則付帯されます。

ご希望により外すこともできます。

地震保険

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失が生じた場合に保険金をお支払いします。

地震保険について

詳しくはP13へ

自己負担額とは

除きます。）
式によって
ただし保険

損害額 － 自己負担額 ＝ 損害保険金

をご契約さ
担額は、建
に対して適

等により建
は建物の
に達した場
ず、協定再
てお支払い
金額を限度

かぎります。

自己負担額0円を選択した場合のご注意

自己負担額0円を選択した場合でも不測かつ突発的な事故（破損・汚損など）の自己負担額は1万円となります。

家財を保険の対象とした場合のご注意

①お申し込みの際にご申告いただかなければ、補償されないものがあります。

貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの（以下「貴金属・宝石等」といいます。）や、稿本や設計書などは、お申し込み時にご申告いただき、保険証券に明記されなければ補償されません。またこれらのものは、明記物件といい、損害額の算出は時価額を基準とします。

②明記し忘れた貴金属・宝石等の取扱い

貴金属・宝石等を保険証券に明記し忘れた場合であっても、保険期間を通じて1回の事故にかぎり、これを保険の対象に含むものとします。この場合、損害の額が1個または1組ごとに30万円を超えるときは、その損害の額を30万円とみなします。ただし、1回の事故につき、300万円または保険の対象である家財の保険金額のいずれか低い額を限度とします。

③盗難の補償限度額（損害額を限度に以下のとおりお支払いします。）

■明記物件の盗難の場合は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または家財の保険金額のいずれか低い額を限度とします。
■上記にかかわらず、通貨等、預貯金証書等の盗難の場合は、1回の事故につき、1敷地内ごとに、下表の金額を限度として、損害額をお支払いします。

事故の種類	限度額
通貨等、印紙、切手、乗車券等の盗難	20万円
預貯金証書の盗難	200万円または家財の保険金額のいずれか低い額

保険金をお支払いできない主な場合につきましてはP15をご参照ください。

ひとまわり大きな安心をプラス！

THE すまいの保険（ベーシックプラン）にセットできる主な特約（オプション）

詳しくは P17 P18 へ

個人の方から大家さん、店舗併用住宅にお住まいの方まで、"プラスアルファ"の安心を手にしていただける特約です。
いざというときのために、ぜひ追加のご加入をご検討ください。

賠償責任が心配な方へ　個人賠償責任特約

日常生活において、お客さまご自身またはご家族の方が他人にケガを負わせたり他人の物を壊したりした結果、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

ご注意
1. 国内外の事故にかかわらず補償します。
2. 火災保険の他、自動車保険や傷害保険などで、この補償と同種の賠償責任を補償するご契約がある場合、補償の重複が生じる可能性がありますので、他のご契約の補償内容・ご契約金額を十分にご確認ください。

▶ セットできるプラン
ベーシック（Ⅰ型）　ベーシック（Ⅰ型）水災なし　ベーシック（Ⅱ型）　ベーシック（Ⅱ型）水災なし

●お支払いする損害保険金：損害賠償金、訴訟費用、弁護士費用（1回の事故につき、保険証券記載の保険金額限度）
●保険金額：1,000万円、3,000万円、5,000万円、1億円のいずれかから選択します。

事故事例　デパートで、陳列されている商品をうっかり壊してしまった。

<示談交渉サービスについて>
※ 国内の事故にかぎり、損害賠償に関する示談交渉サービスを行います。
※ 示談交渉サービスのご利用にあたっては、被保険者（個人賠償責任の補償を受けられる方）および被害者の方の同意が必要となります。
※ この補償の対象となる事故にかぎります。
※ 賠償責任額が明らかに個人賠償責任特約の保険金額を超える場合は対応できません。

ご近所付き合いを円滑にするために　類焼損害特約

お住まいからの失火で近隣の住宅や家財に延焼してしまった場合に、法律上の損害賠償責任がなくても、近隣の住宅や家財を補償する特約です。

ご注意
1. 煙損害または臭気付着損害を除きます。
2. 損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合は、その保険金の額を差し引いて算出します。

▶ セットできるプラン
ベーシック（Ⅰ型）　ベーシック（Ⅰ型）水災なし　ベーシック（Ⅱ型）　ベーシック（Ⅱ型）水災なし

●お支払いする損害保険金：近隣の住宅・家財の再調達価額を基準として算出した損害額（契約年度ごとに1億円を限度とします。）

事故事例　自宅建物から出火した火事が燃え広がり、お隣の住宅まで延焼してしまった。

※ この特約によってお支払いする保険金の受取人は、類焼損害を被った近隣の家屋などの所有者となります。通常、近隣の方はこの保険契約の内容をご存じないため、事故が発生した際、ご契約者さまから、この保険契約の内容をお伝えいただくとともに、当社へ類焼損害の発生をご通知いただくなどのお手続きが必要となります。

建物の電気的・機械的事故が心配な方へ　建物電気的・機械的事故特約

保険の対象である建物に付加された空調設備、電気設備、給排水・衛生設備、消火設備、昇降設備、厨房設備、駐車機械設備などについて、電気的・機械的事故により損害が生じた場合に補償します。

自己負担額は不測かつ突発的な事故の自己負担額に同じ

▶ セットできるプラン
ベーシック（Ⅰ型）　ベーシック（Ⅰ型）水災なし

●お支払いする損害保険金：損害額－保険証券記載の自己負担額（主契約である建物の保険金額限度）
●保険の対象に建物が含まれる場合にかぎります。

事故事例　点火操作時に異常着火し、給湯器から大きな音がして、配線が焼きついて故障した。

ご注意
1. 補償の対象外となる機械設備等もありますので、詳細につきましては、取扱代理店または当社までお問い合わせください。
2. 自然の消耗、劣化等による損害に対しては保険金をお支払いできません。
3. この特約の対象の納入者が被保険者に対し法律上または契約上の責任（保証書、延長保証制度に基づく製造者または販売者の責任を含みます。）を負うべき損害に対しては保険金をお支払いできません。

事故の再発を防ぐ備えを充実させたい方へ　事故再発防止等費用特約

火災、落雷、破裂・爆発の事故または盗難（注1）の事故により損害保険金（注2）をお支払いする場合、以下の事故再発防止メニューをご利用いただけます。メニューの手配から費用のお支払いまで、専用デスクが行います。

▶ セットできるプラン
ベーシック（Ⅰ型）　ベーシック（Ⅰ型）水災なし　ベーシック（Ⅱ型）　ベーシック（Ⅱ型）水災なし

●保険金額：1回の事故につき、20万円を限度とします。
●保険期間：5年以下の契約にセットできます。

事故事例　盗難の事故により損害保険金が支払われたため、再発防止のためにホームセキュリティサービスを利用した。

（注1）通貨等、預貯金証書等のみの盗難は含みません。
（注2）火災、落雷、破裂・爆発または盗難の事故による営業用什器・備品等損害特約および商品・製品等損害特約の保険金を含みます。

ご注意
1. お住まいの地域や、やむを得ない事情によっては、事故再発防止メニューの手配に日数を要する場合や、提供業者の手配ができない場合があります。
2. 事故発生の日から180日以内に負担したものにかぎります。

事故再発防止メニュー

事故	費用名
火災、落雷、破裂・爆発の事故	①IHクッキングヒーターまたは火災防止機能付ガスコンロの設置費用 ②ガス台自動消火器の設置費用 ③据付型手動消火器の設置費用 ④家庭用スプリンクラーの設置費用 ⑤ガス漏れ検知器の設置費用 ⑥漏電遮断器の設置費用 ⑦避雷器の購入費用

事故	費用名
盗難の事故	①ホームセキュリティサービスの実施費用 ②防犯カギ、防犯ガラス・フィルムの設置費用 ③防犯フェンス、防犯シャッターの設置費用 ④盗難防止コンサルティングサービスの利用費用 ⑤防犯カメラ・センサー装置の設置費用または防犯用砂利等の購入費用
火災、落雷、破裂・爆発の事故または盗難の事故	①防犯・防火金庫の設置費用 ②災害常備品の購入費用 ③植栽の設置費用 ④防犯・防火ガラスの設置費用 ⑤見廻りサービスの利用費用

※ ご契約いただく主契約の条件などによっては、上記特約をセットできない場合もございます。なお、複数のご契約に上記特約をセットした場合、補償に重複が生

地震火災の補償をさらに充実したい方へ 地震火災特約(地震火災30プラン・地震火災50プラン)

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で、建物が半焼以上、または保険の対象である家財が全焼した場合は、地震保険、主契約の地震火災費用とあわせて、地震火災50プランでは最大で火災保険金額の100%、地震火災30プランでは最大で火災保険金額の80%まで補償します。

▶セットできるプラン ベーシック(Ⅰ型)

●保険期間:5年以下の整数年の契約にセットできます。

事故事例 地震を原因とする火災で、建物が全焼してしまった。

ご注意
1. 地震保険を限度額までご契約の場合のみお選びいただけます。
2. 詳細につきましては p14 下段の地震火災特約の説明をご確認ください。

持ち出した家財の損害などが心配な方へ 携行品損害特約

被保険者の居住の用に供される建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます。)外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品について、偶然な事故により損害が生じた場合に補償します。

自己負担額は1万円

▶セットできるプラン

ベーシック(Ⅰ型) ベーシック(Ⅰ型)水災なし ベーシック(Ⅱ型) ベーシック(Ⅱ型)水災なし

●保険金額:50万円、100万円のいずれかから選択します。
●保険期間:5年以下の契約にセットできます。
●保険の対象に家財が含まれる場合にかぎります。

事故事例 通勤途中に駅の壁にバッグをぶつけて破損してしまった。

ご注意
1. 国内外の事故にかかわらず補償します。
2. 補償の対象外となる身の回り品がありますので、詳細につきましては、取扱代理店または当社までお問い合わせください。
3. 保険の対象が生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等の場合は、損害額の上限を5万円とします。
4. 火災保険の他、傷害保険などで、この補償と同種の特約を補償するご契約がある場合、補償の重複が生じる可能性がありますので、他のご契約の補償内容・ご契約金額を十分にご確認ください。

大家さんへ 家賃収入特約

他人に貸している住宅が火災などにより損害を受けた結果、被った家賃収入の損失を補償します。

▶セットできるプラン

ベーシック(Ⅰ型) ベーシック(Ⅰ型)水災なし ベーシック(Ⅱ型) ベーシック(Ⅱ型)水災なし

●お支払いする保険金:復旧期間内(約定復旧期間を限度)に生じた家賃の損失額(1回の事故につき、保険証券記載の保険金額限度)
●保険金額:家賃月額に約定復旧期間の月数を乗じた額。なお、約定復旧期間は3か月~8か月の整数月で決定します。
●保険期間:5年以下の契約にセットできます。
●保険の対象に建物が含まれる場合にかぎります。

事故事例 他人に貸している建物が火災による損害を受け、家賃収入が6か月停止してしまった。

賠償責任が心配な方へ 施設賠償責任特約

建物の欠陥や業務上の過失によって生じた偶然な事故により、他人にケガを負わせたり他人の物を壊したりした結果、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

▶セットできるプラン

ベーシック(Ⅰ型) ベーシック(Ⅰ型)水災なし ベーシック(Ⅱ型) ベーシック(Ⅱ型)水災なし

●お支払いする損害保険金:損害賠償金、訴訟費用、弁護士費用(1回の事故につき、保険証券記載の保険金額限度)
●保険金額:1,000万円、3,000万円、5,000万円、1億円のいずれかから選択します。
●保険期間:5年以下の契約にセットできます。

ご注意
1. 対象業種は、小売店、料理飲食店、事務所、マンション賃貸・管理業にかぎります。
2. 損害賠償に関する示談交渉サービスは行いません。

事故事例 賃貸用マンションの建物の壁が崩落し、駐車中の車を傷つけてしまい、法律上の賠償責任を負ってしまった。

事業を営んでいる方へ 営業用什器・備品等損害特約

保険証券記載の建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます。)に収容されている、被保険者が所有する業務用の什器・備品等の動産について、偶然な事故により損害が生じた場合に補償します。

自己負担額は1万円

▶セットできるプラン 物件種別が併用住宅物件の場合にセットできます。

●保険金額:100万円、300万円、500万円、800万円、1,000万円のいずれかから選択します。
●保険期間:5年以下の契約にセットできます。

事故事例 火災によって、事務所で使用している什器・備品に損害が発生した。

ご注意
1. 補償の対象外となる什器・備品等がありますので、詳細につきましては、取扱代理店または当社までお問い合わせください。
2. 盗難の場合の限度額は p18 の下段【別表】を参照してください。

事業を営んでいる方へ 商品・製品等損害特約

保険証券記載の建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます。)に収容されている、被保険者が所有する商品・製品等の動産について、偶然な事故により損害が生じた場合に補償します。

自己負担額は1万円

▶セットできるプラン 物件種別が併用住宅物件の場合にセットできます。

●保険金額:100万円、300万円、500万円、800万円、1,000万円のいずれかから選択します。
●保険期間:5年以下の契約にセットできます。

事故事例 火災によって、建物内に陳列している商品に損害が発生した。

ご注意
1. 補償の対象外となる商品・製品等がありますので、詳細につきましては、取扱代理店または当社までお問い合わせください。
2. 盗難の場合の限度額は p18 の下段【別表】を参照してください。

じることがありますので、ご注意ください。各特約をセットしていただく条件や、補償内容の詳細につきましては、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

災害後の暮らしをしっかりサポート **地震保険（原則付帯）**

地震保険は必要保険です！

THE すまいの保険だけでは、地震・噴火またはこれらにより発生した津波による損害は補償されません。

地震保険にご加入されていないと、地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を原因とする損壊・埋没・流失による損害だけでなく、地震等による火災（延焼・拡大を含みます。）損害や、火災（発生原因を問いません。）が地震等によって延焼・拡大したことにより生じた損害についても補償の対象となりません。

地震保険の保険の対象

保険の対象となるのは、以下の建物と家財です。

建物
住居のみに使用される建物および併用住宅をいいます。ただし、建物に損害がなく、門、塀、垣のみに損害があった場合は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

家財
居住用建物に収容されている家財一式。ただし、以下の保険の対象に含まれないものを除きます。

 保険の対象に含まれないもの 家財であっても以下のものは保険の対象に含まれません。
（THE すまいの保険で保険の対象に含める場合であっても、地震保険では保険の対象に含まれません。）

- ●通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類するもの
- ●自動車（自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。）
- ●1個（または1組）の価額が30万円を超える貴金属、宝石や書画、彫刻物などの美術品（明記物件）
- ●稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの（明記物件）

地震保険の保険金額の設定

保険金額の設定：地震保険が付帯される主契約の保険金額の30％～50％の範囲内で設定します。
保険金額の限度額：保険の対象ごとに以下のとおりです。
地震保険に2契約以上加入されている場合は、保険金額を合算して下記限度額を適用します。

保険の対象	限度額の適用単位	限度額
建 物	同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物	5,000万円(注)
家 財	同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する家財	1,000万円

（注）2世帯以上が居住するアパート等の場合は、世帯（戸室）数に5,000万円を乗じた額を建物の限度額とすることができます。また、マンション等の区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとに限度額が適用されます。

地震保険の割引制度

地震保険には、建物の免震・耐震性能に応じた保険料の割引制度があります。割引の適用にあたっては、**所定の確認資料のご提出が必要です。**
なお、以下の複数の割引が適用できる場合でも、いずれか1つの割引のみの適用となります。
詳しくは取扱代理店または当社までお問い合わせください。

割引の種類	割引の適用条件	割引率
免震建築物割引	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物である場合	50%
耐震等級割引	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）を有している場合	10%･30%･50%
耐震診断割引	地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法（昭和56年6月1日施行）における耐震基準を満たす場合	10%
建築年割引	昭和56年6月1日以降に新築された建物である場合	10%

地震保険のお申し込み

地震保険だけではご契約できません。THE すまいの保険に付帯して地震保険をお申し込みください。また、地震保険は原則付帯ですが、地震保険に加入されない場合は、保険契約申込書の「地震保険非付帯確認欄」にご署名またはご捺印ください。（火災ナビでのお手続きの場合は、火災ナビの画面上で申し込みを行わない旨の確認チェックをしていただきます。）
※ 保険期間の途中から地震保険にご加入することもできます。詳しくは、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

 警戒宣言発令後の取扱いについて

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する保険の対象（建物または家財）について、地震保険の新規契約および増額契約はお引受けできません（同一物件・同一被保険者・保険金額が同額以下の更改契約は除きます。）のでご注意ください。

地震保険料控除について

お支払いいただいた地震保険料が、一定額を限度としてその年の契約者の課税所得から控除されます。（平成26年1月現在）
※ 地震保険とあわせて地震火災特約をご契約いただいた場合は、地震保険と地震火災特約の保険料の合計額が、地震保険料控除の対象となります。

	所得税	個人住民税
控除対象額	地震保険料の全額（最高50,000円）	地震保険料の1/2（最高25,000円）

地震保険の補償内容

地震等を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって、保険の対象である建物または家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

お支払例

地震による火災

地震による倒壊

地震を原因とする津波

地震保険金のお支払いについて

地震保険は、通常の火災保険とは異なり、実際の損害額を保険金としてお支払いするものではありません。損害の程度によって「全損」「半損」「一部損」の認定を行い、それぞれ地震保険金額の100%・50%・5%を定額でお支払いします。損害の程度が「一部損」に至らない場合は、保険金は支払われません。なお、保険の対象が建物の場合、建物の主要構造部（軸組・基礎・屋根・外壁等）の損害の程度を確認します。

	損害の程度 建物	損害の程度 家財	お支払いする保険金
全損	軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が 建物の時価額の50%以上 焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の70%以上	家財の損害額が 家財全体の時価額の80%以上	地震保険金額の100%（時価額が限度）
半損	軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が 建物の時価額の20%以上50%未満 焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の20%以上70%未満	家財の損害額が 家財全体の時価額の30%以上80%未満	地震保険金額の50%（時価額の50%が限度）
一部損	軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が 建物の時価額の3%以上20%未満 全損・半損に至らない建物が 床上浸水 または地盤面から45cmを超える浸水	家財の損害額が 家財全体の時価額の10%以上30%未満	地震保険金額の5%（時価額の5%が限度）

※ お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が6兆2,000億円を超える場合、算出された支払保険金総額に対する6兆2,000億円の割合によって削減されることがあります。（平成26年1月現在）
※ 72時間以内に生じた2以上の地震等はこれらを一括して1回とみなします。

⚠ 損害認定に関する注意点

損害の程度の認定は「地震保険損害認定基準」に従います。（国が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」とは異なります。）保険の対象が建物の場合、建物の主要構造部（軸組・基礎・屋根・外壁等）の損害の程度に応じて、「全損」「半損」「一部損」を認定します。門、塀、垣のみに損害があった場合など、主要構造部に該当しない部分のみの損害は保険金のお支払対象となりません。

⚠ 損害の程度が「一部損」に至らない場合の注意点

損害の程度が、上記損害認定の基準の「一部損」に至らない場合は、保険金は支払われません。

⚠ 損害の程度が「全損」と認定された場合の注意点

損害の程度が「全損」と認定された場合には、地震保険の補償はその損害が生じた時に遡って終了しますので、終了後に発生した地震等による損害は補償されません。

⚠ 主契約火災保険に関する注意点

地震保険金が支払われる場合、主契約の火災保険では、損害保険金だけでなく、各種費用保険金（残存物取片づけ費用など）も支払われません。（地震火災費用保険金は、地震等による火災にかぎり、お支払いの対象となる場合があります。）

保険金をお支払いできない主な場合

詳しくは P15へ

●地震等が発生した日の翌日から起算して10日経過後に生じた損害
●保険の対象の紛失・盗難の場合　など

地震火災特約（地震火災30プラン・地震火災50プラン）

この特約をセットすることで、地震等による火災で、建物が半焼以上、または保険の対象の家財が全焼した場合は、地震保険、主契約の地震火災費用とあわせて、地震火災50プランでは最大で火災保険金額の100%、地震火災30プランでは最大で火災保険金額の80%まで補償します。
ただし、地震等により保険の対象が滅失（建物が倒壊した場合等）した後に火災による損害が生じた場合は、地震火災特約のお支払いの対象外となりますので、ご注意ください。

※ 地震保険を限度額までご契約の場合のみお選びいただけます。
※ 臨時費用保険金なしを選択された場合、この特約はセットできません。

※ ベーシック（Ⅰ型）水災なし、ベーシック（Ⅱ型）、ベーシック（Ⅱ型）水災なしのご契約の場合、この特約はセットできません。

地震等による火災の補償をさらに充実!

契約上重要となるご注意点

保険金をお支払いできない主な場合

⚠ご注意！ 以下の事項は、保険金をお支払いできない主な場合です。必ずご確認ください。詳細につきましては普通保険約款および特約をご確認ください。

THE すまいの保険

1 次の❶から❼までのいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用に対しては、保険金をお支払いできません。

❶保険契約者、被保険者(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
❷被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(注2)またはその者(注2)の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
❸被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
❹保険の対象である家財の置き忘れまたは紛失
❺保険の対象である家財が保険証券記載の建物（保険の対象である家財を収容している付属建物を含みます。）外にある間に生じた事故
❻運送業者または寄託の引受けをする業者に託されている間に保険の対象について生じた事故
❼p16**1.損害保険金**の①から⑥までの事故またはp17**2.費用保険金**の①地震火災費用保険金の事故の際における保険の対象の盗難

2 次の❶から❸までのいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用(注3)に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、次の❷に該当する場合であっても地震火災費用保険金（p172.費用保険金の①）をお支払いできる場合があります。

❶戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注4)
❷地震もしくは噴火またはこれらによる津波（地震保険を付帯することで、地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害を補償することができます。詳細につきましては、p13**地震保険**をご参照ください。）
❸核燃料物質(注5)もしくは核燃料物質(注5)によって汚染された物(注6)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

3 発生原因がいかなる場合でも、次の❶から⓲までのいずれかに該当する損害に対しては、不測かつ突発的な事故（破損・汚損など）（p161.損害保険金の⑨）の損害保険金をお支払いできません。

❶差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については除きます。
❷被保険者と生計を共にする親族の故意に起因する損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。
❸保険の対象に対する加工・修理等の作業（保険の対象が建物の場合は建築・増改築等を含みます。）中における作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
❹保険の対象の電気的事故または機械的事故に起因する損害。ただし、これらの事故が不測かつ突発的な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。
❺詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
❻土地の沈下・隆起・移動等に起因する損害
❼保険の対象のすり傷、かき傷もしくは塗料のはがれ等の外観上の損傷または保険の対象の汚損（落書きを含みます。）であって、保険の対象の機能に支障をきたさない損害
❽義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物に生じた損害
❾楽器の弦（ピアノ線を含みます。）の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、楽器の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。
❿楽器の音色または音質の変化
⓫風、雨、雹（ひょう）もしくは砂塵（じん）の吹き込みまたはこれらのものの漏入により生じた損害
⓬移動電話（PHSを含みます。）等の携帯式通信機器およびこれらの付属品について生じた損害
⓭ラップトップまたはノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品について生じた損害
⓮電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。
⓯動物または植物について生じた損害
⓰自転車もしくは総排気量が125cc以下の原動機付自転車またはこれらの付属品について生じた損害
⓱保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質によるさび、かび、変質、変色、発酵、発熱、ひび割れ、肌落ちその他のこれらに類似の事由またはねずみ食い、虫食い等に起因する損害
⓲保険の対象の欠陥に起因する損害。ただし、保険契約者、被保険者(注1)またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を原因とする事故による損害を除きます。

地震保険

4 次の❶から❻までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、地震保険金をお支払いできません。

❶保険契約者、被保険者(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
❷被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(注2)またはその者(注2)の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
❸保険の対象の紛失または盗難
❹戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注4)
❺核燃料物質(注5)もしくは核燃料物質(注5)によって汚染された物(注6)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
❻地震が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害

（注1）**保険契約者、被保険者**　保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
（注2）**その者（被保険者でない保険金を受け取るべき者）**　被保険者でない保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
（注3）**❶から❸までのいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用**　❶から❸までの事由によって発生したp16**1.損害保険金**の①から⑨、p17**2.費用保険金**の①から④に掲げる事故が延焼または拡大して生じた損害または費用をいいます。また、発生原因がいかなる場合でもp16**1.損害保険金**の①から⑨、p17**2.費用保険金**の①から④に掲げる事故が❶から❸までの事由によって延焼または拡大して生じた損害または費用を含みます。
（注4）**暴動**　群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
（注5）**核燃料物質**　使用済燃料を含みます。
（注6）**核燃料物質(注5)によって汚染された物**　原子核分裂生成物を含みます。

THE すまいの保険のあらまし

1.損害保険金

選択した契約プランで補償する事故について、以下のとおり保険金をお支払いします。

事故の区分（損害保険金）	保険金をお支払いする場合
①火災、落雷、破裂・爆発	火災、落雷、破裂または爆発によって保険の対象が損害を受けた場合
②風災（注1）、雹（ひょう）災、雪災（注2）	風災（注1）、雹（ひょう）災または雪災（注2）によって保険の対象が損害（注3）を受けた場合
③水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災によって、保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次の（ア）または（イ）のいずれかに該当する場合（津波による浸水等は補償されません。） （ア）建物が保険の対象である場合は協定再調達価額の、家財が保険の対象である場合は再調達価額の30％以上の損害が生じた場合 （イ）保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が、床上浸水（注4）を被った結果、保険の対象に損害が生じた場合
④建物外部からの物体の落下・飛来・衝突	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触によって保険の対象が損害を受けた場合。ただし、雨、雪、あられ、砂塵（じん）、粉塵（じん）、煤（ばい）煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは②の風災、雹（ひょう）災、雪災もしくは③の水災の事故による損害を除きます。
⑤漏水などによる水濡れ	次の（ア）もしくは（イ）のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢（いっ）水（水が溢（あふ）れることをいいます。）による水濡（ぬ）れによって保険の対象が損害を受けた場合。ただし、②の風災、雹（ひょう）災、雪災もしくは③の水災の事故による損害または給排水設備自体に生じた損害を除きます。 （ア）給排水設備に生じた事故 （イ）被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故
⑥騒擾（じょう）・集団行動等に伴う暴力行為	騒擾（じょう）およびこれに類似の集団行動（注5）または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって保険の対象が損害を受けた場合
⑦盗難による盗取・損傷・汚損	盗難によって保険の対象について生じた盗取、損傷または汚損。盗取された保険の対象を回収することができた場合は、そのために支出した必要な費用（以下「回収に要した費用」といいます。）は損害額（注6）に含みます。
⑧通貨等、預貯金証書等の盗難 ※ 家財が保険の対象に含まれる場合のみ補償します。	家財が保険の対象である場合において、保険証券記載の建物内における生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等（小切手以外の有価証券およびその他これらに類する物を除きます。）の盗難。ただし、小切手の盗難による損害については、次の（ア）および（イ）に掲げる事実があったこと、預貯金証書の盗難による損害については、次の（ウ）および（エ）に掲げる事実があったこと、乗車券等の盗難については次の（オ）に掲げる事実があったことを条件とします。盗取された保険の対象を回収することができた場合は、回収に要した費用は損害額（注6）に含みます。 （ア）保険契約者または被保険者が、盗難を知った後ただちに小切手の振出人（注7）および支払金融機関あてに被害の届出をしたこと。 （イ）盗難にあった小切手に対して支払金融機関による支払がなされたこと。 （ウ）保険契約者または被保険者が、盗難を知った後ただちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと。 （エ）盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと。 （オ）保険契約者または被保険者が、盗難を知った後ただちに乗車券等の発行者あてに被害の届出をしたこと。
⑨不測かつ突発的な事故（破損・汚損など）	不測かつ突発的な事故（①から⑧までの事故については、損害保険金の支払の有無にかかわらず、除きます。）によって、保険の対象が損害を受けた場合。ただし、凍結によって専用水道管について生じた損壊の損害を除きます。（p15 **保険金をお支払いできない主な場合**の3もご参照ください。）

お支払いする損害保険金の額

【建物】
次の算式により算出した額とします。ただし、主契約の保険金額を限度とします。

損害額（※1） − 自己負担額（※2） ＝ 損害保険金

※1 損害額とは、協定再調達価額を基準として算出し、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。（協定再調達価額限度）
※2 建物を復旧できない場合または建物の損害の額が協定再調達価額に達した場合は、自己負担額を差し引かず、協定再調達価額を損害保険金としてお支払いします。ただし、主契約の保険金額を限度とします。

建物のみが保険の対象である場合は、⑧の通貨等、預貯金証書等の盗難は補償されません 。

【家財（注8）】
次の算式により算出した額とします。ただし、主契約の保険金額を限度とします。

損害額※ − 自己負担額 ＝ 損害保険金

※ 損害額とは、再調達価額を基準として算出し、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。（再調達価額限度）
ただし、明記物件の場合は時価額を基準に算出します。

明記物件の盗難の場合は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または家財の保険金額のいずれか低い額を限度とします。

上記にかかわらず、通貨等、預貯金証書等の盗難の場合は、1回の事故につき、1敷地内ごとに、下表の金額を限度として、損害額をお支払いします。

事故の種類	限度額
通貨等、印紙、切手、乗車券等の盗難	20万円
預貯金証書の盗難	200万円または家財の保険金額のいずれか低い額

（注1）風災　台風、旋風、暴風、暴風雨等をいい、洪（こう）水、高潮等を除きます。

（注2）雪災　豪雪、雪崩（なだれ）等をいい、融雪洪水を除きます。

（注3）風災、雹（ひょう）災または雪災による損害　雨、雪、雹（ひょう）または砂塵（じん）の吹込みによって生じた損害については、建物またはその開口部が風災（注1）、雹（ひょう）災または雪災（注2）によって直接破損したために生じた場合にかぎります。

（注4）床上浸水　居住の用に供する部分の床（畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。）を超える浸水または地盤面（床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。）より45cmを超える浸水をいいます。

（注5）騒擾（じょう）およびこれに類似の集団行動　群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、暴動（注9）に至らないものをいいます。

（注6）損害額　次の額を限度とします。
①建物については協定再調達価額
②明記物件以外の家財については再調達価額
③明記物件については時価額

（注7）小切手の振出人　被保険者が振出人である場合を除きます。

（注8）家財　家財に動物が含まれている場合のその動物の損害については、その動物を収容する保険証券記載の建物または付属建物内で損害を受けたため、損害発生後7日以内に死亡したときにのみ保険金をお支払いします。また、家財に鑑賞用植物が含まれている場合のその鑑賞用植物の損害については、その鑑賞用植物を収容する保険証券記載の建物または付属建物内で損害を受けたため、損害発生後7日以内に枯死（その植物の生命が全く絶たれた状態をいいます。）したときにのみ保険金をお支払いします。

（注9）暴動　群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

THE すまいの保険のあらまし〈続き〉

2.費用保険金

費用の区分(費用保険金)	保険金をお支払いする場合	お支払いする費用保険金の額
①地震火災費用保険金	地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が以下の(ア)または(イ)のいずれかに該当する場合。(地震等により保険の対象が滅失(建物が倒壊した場合等)した後に火災による損害が生じた場合を除きます。)この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象が家財であるときはこれを収容する建物ごとに、それぞれ行い、また、門、塀または垣が保険の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。 (ア)保険の対象が建物である場合は、その建物が半焼以上となったとき(注1)。 (イ)保険の対象が家財である場合は、その家財を収容する建物(共同住宅である場合は、その家財を収容する戸室)が半焼以上となったとき(注1)、またはその家財が全焼となったとき(注2)。 (注1)建物が半焼以上となったとき　建物の主要構造部の火災による損害額が、その建物の協定再調達価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。 (注2)家財が全焼となったとき　家財の火災による損害額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。この場合における家財には明記物件は含みません。	保険金額×5%
②残存物取片づけ費用保険金	P16 1.損害保険金の①から⑨までの損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって残存物の取片づけに必要な費用が発生した場合	実費(損害保険金×10%限度)
③水道管修理費用保険金 ※保険の対象が家財のみの場合は補償されません。	保険の対象が建物の場合、建物の専用水道管が凍結によって損壊(注)を受け、これを修理した場合。ただし、区分所有建物の共用部分の専用水道管にかかわる修理費用に対しては、水道管修理費用保険金はお支払いしません。 (注)パッキングのみに生じた損壊を除きます。	実費(1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円を限度とします。)
④臨時費用保険金	P16 1.損害保険金の①から⑨までの損害保険金が支払われる場合 (臨時費用保険金なしを選択された場合は補償されません。)	損害保険金に保険証券記載の支払割合を乗じた額。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに保険証券記載の限度額を限度とします。

損害防止費用	保険契約者または被保険者が火災、落雷、破裂または爆発による損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用(注)を支出した場合に、その損害防止費用の実費をお支払いします。ただし、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災による損害の発生および拡大の防止のために支出した費用は負担しません。 (注)たとえば、保険の対象に火災が発生した際の以下の費用が該当します。 ・消火活動に使用した消火器の再取得費用 ・消火活動に使用したことにより損傷した物の修理費用または再取得費用 ・消火活動に従事した方の着用物の修理費用または再取得費用　など ただし、消火活動に伴う人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。	実費(保険金額限度)

3.特約 セットした特約に応じて以下のとおり保険金をお支払いします。

特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする特約保険金の額
事故再発防止等費用特約	火災、落雷、破裂・爆発または盗難(注1)の事故で損害保険金(注2)をお支払いし、かつその事故の再発防止のために有益な費用を負担した場合 (注1)通貨等、預貯金証書等のみの盗難は含みません。 (注2)火災、落雷、破裂・爆発または盗難(注1)事故による営業用什器・備品等損害特約および商品・製品等損害特約の保険金を含みます。	事故再発防止等のために負担した P11 記載の「事故再発防止メニュー」に掲げる費用(1事故につき、20万円限度) ※ 事故発生の日から180日以内に負担したものにかぎります。
建物電気的・機械的事故特約	保険の対象である建物に付加された空調設備、電気設備、給排水・衛生設備、消火設備、昇降設備、厨房機械設備、駐車機械設備などについて、電気的・機械的事故により損害が生じた場合	P16 1.損害保険金の「お支払いする損害保険金の額」【建物】に記載の算式により算出された損害保険金(自己負担額は不測かつ突発的な事故の自己負担額と同じです。)、残存物取片づけ費用保険金、臨時費用保険金(臨時費用保険金なしを選択された場合は補償されません。)

特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする特約保険金の額
携行品損害特約	日本国内外において、被保険者の居住の用に供される建物（物置、車庫その他の付属建物を含みます。）外で、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品について、偶然な事故により損害が生じた場合	損害額－1万円（自己負担額） ※1 契約年度ごとに、保険証券記載の保険金額を限度にお支払いします。 ※2 盗取された保険の対象を回収することができた場合は、回収に要した費用は損害額に含みます。ただし、盗取された保険の対象が明記物件以外の場合は再調達価額を、明記物件の場合は時価額を限度とします。 ※3 保険の対象が生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等の場合は、損害額の上限を5万円とします。
家賃収入特約	補償対象となる事故（p16 **1.損害保険金**の①から⑨までのうち、補償を選択している事故）により、建物が損害を受けた結果、家賃収入の損失が生じた場合	復旧期間内（約定復旧期間を限度）に生じた家賃の損失額。（1回の事故につき、保険証券記載の保険金額を限度にお支払いします。）
まかせて安心 示談交渉サービス 個人賠償責任特約	日本国内外において発生した以下のいずれかの場合（職務遂行に起因する場合等を除きます。） ●被保険者（注1）が日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、財物を損壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 ●被保険者（注1）の居住の用に供される住宅（別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。）または保険証券記載の建物の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、財物を損壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 （注1）被保険者とは、次の①から⑤までのいずれかに該当する方をいいます。 ①記名被保険者 ②記名被保険者の配偶者（注2） ③記名被保険者またはその配偶者（注2）の同居の親族 ④記名被保険者またはその配偶者（注2）の別居の未婚の子 ⑤②から④までのいずれにも該当しない記名被保険者の親権者またはその他の法定の監督義務者。ただし、記名被保険者が未成年の場合であって、記名被保険者に関する事故にかぎります。 （注2）配偶者 婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。 ※ 国内の事故にかぎり損害賠償に関する示談交渉サービスを行います。	損害賠償金、訴訟費用、弁護士費用など（1回の事故につき、保険証券記載の保険金額を限度にお支払いします。）
類焼損害特約	保険の対象の建物もしくはその収容家財または、保険の対象の家財もしくはそれを収容する保険証券記載の建物から発生した火災、破裂・爆発の事故により、近隣の住宅・家財が損害を受けた場合。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。	近隣の住宅・家財の再調達価額を基準として算出した損害額。ただし、損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合は、その保険金の額を差し引いて算出します。（契約年度ごとに1億円を限度とします。）
施設賠償責任特約	日本国内において発生した以下のいずれかの場合 ●被保険者が所有、使用または管理する保険証券記載の施設（昇降機を含みます。）に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、財物を損壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 ●被保険者の保険証券記載の業務遂行に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、財物を損壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 ※ 損害賠償に関する示談交渉サービスは行いません。	損害賠償金、訴訟費用、弁護士費用など（1回の事故につき、保険証券記載の保険金額を限度にお支払いします。）
営業用什器（じゅう）・備品等損害特約	保険証券記載の建物（物置、車庫、その他の付属建物を含みます。）に収容されている、被保険者が所有する業務用の什（じゅう）器・備品等の動産について、保険証券記載の建物に収容されている間に生じた偶然な事故により損害が生じた場合	損害額－1万円（自己負担額） （保険証券記載の保険金額を限度にお支払いします。盗難の場合の限度額は、下段【別表】を参照してください。）
商品・製品等損害特約	保険証券記載の建物（物置、車庫、その他の付属建物を含みます。）に収容されている、被保険者が所有する商品・製品等の動産について、保険証券記載の建物に収容されている間に生じた偶然な事故により損害が生じた場合	損害額－1万円（自己負担額） （保険証券記載の保険金額を限度にお支払いします。盗難の場合の限度額は、下段【別表】を参照してください。）
地震火災30プラン	地震・噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災により、保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が半焼以上となった場合または保険の対象である家財が全焼となった場合（地震等により保険の対象が滅失（建物が倒壊した場合等）した後に火災による損害が生じた場合を除きます。）	保険金額×25% （地震火災費用保険金と合算で、保険金額×30%をお支払いします。）
地震火災50プラン		保険金額×45% （地震火災費用保険金と合算で、保険金額×50%をお支払いします。）

【別表】盗難の場合の補償限度額

（1）明記物件の盗難の場合は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または保険金額のいずれか低い額を限度とします。
（2）（1）にかかわらず、業務用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等の盗難の場合は、1回の事故につき、20万円または保険金額のいずれか低い額を限度として、損害の額をお支払いします。
（3）（2）の損害は、商品・製品等損害特約のお支払い対象となりません。
※ 盗難によって生じた損害について、盗取された保険の対象を回収することができた場合は、回収に要した費用は損害額に含みます。
　ただし盗取された保険の対象が明記物件以外の場合は再調達価額を、明記物件の場合は時価額を限度とします。

ご契約時にご注意いただきたいこと

保険料について

THE すまいの保険では、ご指定いただいた方法により後日、保険料をお支払いいただきますので、ご契約時に現金をご用意いただく必要はありません（キャッシュレス）。保険料（分割払の場合は初回保険料）は、「ご契約期間の初日」の属する月の翌月に口座振替によりお支払いいただきます。なお、その他にも後日、郵便局やコンビニエンスストアを通じて払込票により保険料をお支払いいただく方法もございます。

主なお支払い方法	払込期日
口座振替払	「ご契約期間の初日」の属する月の翌月の金融機関所定の振替日(注1) （1年月払（12回払）・長期月払の場合は、以降毎月(注2)の振替日）

払込方法	保険期間
1年月払（12回払）	1年
一括払	5年以下 （2～5年の整数年は除きます）
長期月払	2～5年の整数年
長期年払	2～5年の整数年
長期一括払	2～36年の整数年

（注1）原則26日になります。ただし、26日が休日などにあたる場合は翌営業日となります。また、金融機関によって振替日が異なる場合があります。
（注2）長期年払でご契約いただいた場合は、「ご契約期間の初日」の属する月の翌月の毎年の応当月とします。

- 団体扱・集団扱契約などは上記とお支払い方法などが異なります。
- やむを得ない場合は、現金払とすることができます。現金払の契約の保険料は、契約締結時に領収します。

保険料の引落としスケジュール［1年月払（口座振替）でご契約期間の初日が1月15日の場合］

※ 団体扱・集団扱契約は引落としスケジュールが異なります。

保険料をお支払いいただきますと、当社所定の保険料領収証が発行されますので、お確かめください。
なお、口座振替の場合や、団体扱特約など特定の特約をセットした場合は、保険料領収証が発行されないことがあります。

クーリングオフ（ご契約のお申し込みの撤回等）について

ご契約のお申し込み後であっても、お客さまがご契約を申し込まれた日から、その日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回または解除（以下、クーリングオフといいます。）を行うことができます。保険期間が1年を超えるご契約をお申し込みの際は、必ず「クーリングオフ説明書」の内容をご確認のうえ、お申し込みください。なお、次のご契約はクーリングオフができませんのでご注意ください。

クーリングオフができない契約

（例）
1. 保険期間が1年以内のご契約（自動継続特約をセットしたご契約を含みます。）
2. 営業または事業のためのご契約
3. 法人または社団・財団等が締結したご契約
4. 質権が設定されたご契約
5. 保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約
6. 通販特約により申し込まれたご契約

保険の対象について

保険の対象について、お客さまが事故に備えたいものと一致しているかご確認ください。貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるものや、稿本や設計書など（明記物件といいます。）は、お申し込み時にご申告いただき、保険証券に明記しなければ補償されません。

建物

家財

明記物件

保険の対象となる建物（または家財を収容する建物）の用途について

THE すまいの保険でご契約いただけるのは、日本国内に所在する専用住宅(注1)、併用住宅(注1)(注2)です。**住居部分のない専用店舗はご契約になれません。**

（注1）共同住宅を含みます。
共同住宅とは、1つの建物で1世帯の生活単位となる戸室が2つ以上あり、各戸室または建物に付属して各世帯が炊事を行う設備があるものをいいます。
（注2）併用住宅とは、住居と住居以外の用途（事業）に併用される建物をいいます。

専用住宅

共同住宅

併用住宅

専用店舗

保険の対象となる建物または家財の所有者について

保険の対象となる建物または家財の所有者をご確認ください。ご契約者と所有者が異なる場合は、ご契約の際に保険契約申込書等に記載する必要があります。また、保険金をお受け取りいただける方は、所有者の方です。

お客さま
申込人(ご契約者)

保険の対象の所有者

保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の所在地について

保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の所在地をご確認ください。保険の対象の所在地は、保険料を決める際に重要となります。ご契約者住所と保険の対象の所在地が異なる場合は、ご契約の際に保険契約申込書等に記載する必要があります。

お客さま住所
申込人(ご契約者)の住所

保険の対象の所在地

保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の構造について

THE すまいの保険の構造級別は、M構造、T構造、H構造の3区分です。保険料は構造級別によって異なります。

M構造	T構造	H構造
1.下記の(a)～(d)のいずれかに該当する共同住宅 (a)コンクリート造建物　(b)コンクリートブロック造建物 (c)れんが造建物　(d)石造建物 2.耐火建築物の共同住宅	1.下記の(a)～(e)のいずれかに該当する建物 (a)コンクリート造建物　(b)コンクリートブロック造建物 (c)れんが造建物　(d)石造建物　(e)鉄骨造建物 2.耐火建築物　3.準耐火建築物 4.省令準耐火建物	M構造およびT構造に該当しない建物

以下の1.または2.の条件に合致する場合は、ご注意ください。

1.木造構造であっても以下の①から③のいずれかに該当する場合は、T構造となります。(共同住宅で①耐火建築物の場合はM構造となります。)
①耐火建築物　②準耐火建築物　③省令準耐火建物　**左記に該当する場合は、所定の確認が必要となります。**

2.H構造の建物のうち、前契約の構造級別がB構造または2級構造である継続契約の場合は、経過措置を適用し、H構造の料率から引き下げた料率を適用します。継続契約が他の保険会社からの切替契約の場合は所定の確認が必要となります。

保険の対象の保険金額の設定について

保険の対象となる建物、家財または明記物件の保険金額の設定については、それぞれ以下の方法によって算出します。

1.建物の保険金額

保険の対象である建物を、修理・再築・再取得するのに必要な額を基準とした新価で評価を行います。保険金額の設定はこの評価額の範囲内であれば、任意の額で設定することができます。ただし、評価額の10%未満の額を保険金額とすることはできません。

2.家財の保険金額

保険の対象である家財を、修理・再取得するのに必要な額を基準とした新価で評価を行います。新価の目安については、p6の「家財の新価の目安」を参照してください。保険金額の設定はこの評価額の範囲内であれば、任意の額で設定することができます。

3.明記物件の保険金額

明記物件の評価額は、家財の保険金額とは別に、時価を基準に算出します。

※ 1つの保険の対象について、複数のご契約に分けてご加入いただく場合は、ご契約をまとめてご加入いただくよりも保険料の合計が高くなることがありますので、ご注意ください。
※ 保険の対象の価額を超えてご契約されても、その超過分はむだになります。また、複数のご契約に分けて加入する場合は、すべての保険契約等の合計保険金額が保険の対象の価額を超えないようご注意ください。

団体扱・集団扱の場合

団体扱契約・集団扱契約としてご契約いただけるのは、契約者および被保険者(保険の対象の所有者)がそれぞれ下記に該当する場合のみとなります。

	団体扱特約をセットできる場合	集団扱特約をセットできる場合
契約者	団体に勤務し毎月給与の支払いを受けている方	集団およびその構成員 (集団およびその構成員の役員または従業員を含みます。)
被保険者 (保険の対象の所有者)	①保険契約者、②その配偶者、③これらの同居の親族、④保険契約者またはその配偶者の別居の扶養親族、⑤保険契約者またはその配偶者の別居の非扶養親族(ただし、①から④までの方が保険の対象を共有または使用している場合にかぎります。) なお、集団扱の場合は、集団およびその構成員の役員・従業員も被保険者とすることができます。	

※ 集団扱契約の場合は、原則として別途集団扱要件のご確認をお願いしています。
※ 債務者集団扱は除きます。団体扱・集団扱・債務者集団扱のご加入条件の詳しい内容につきましては、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

ご契約後にご注意いただきたいこと

ご契約後の契約内容の変更などの通知

ご契約後に以下の変更などが発生した場合または変更をご希望の場合は、取扱代理店または当社までご連絡ください。特に、以下の①から⑩までの項目について、ご通知がない場合は、ご契約を解除することや、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

①建物の構造用途の変更	②保険の対象の移転	③住居部分がなくなった
④建物の建築年月 ［地震保険の建築年割引を適用された場合］	⑤建物内の職作業 作業規模の変更	⑥面積の変更（施設賠償責任特約をセットする場合） ⑦居住用戸室数の変更（個人賠償責任特約包括契約に関する特約をセットする場合） ⑧施設または設備、業務遂行名称の変更（施設賠償責任特約をセットする場合） ⑨割増引の変更（地震保険の割引、公有物件等割引を適用された場合） ⑩増築・改築・一部取りこわしまたは補償対象外の事故による一部滅失に伴う建物の価額の増加または減少（建物を保険の対象とした新価・実損払のご契約のみ）
⑪保険の対象の譲渡	→	保険の対象を譲渡する場合で、ご契約の継続を希望される場合は、事前にご連絡ください。 事前にご連絡がない場合は、ご契約は効力を失いますので、ご注意ください。 なお、ご契約の継続を希望されない場合も、譲渡された後、遅滞なくご連絡ください。
⑫ご契約者の住所・通知先変更	→	保険証券記載のご契約者の住所または通知先を変更する場合は、遅滞なくご連絡ください。 ご連絡いただかないと、重要なお知らせやご案内ができなくなります。 なお、改姓等によりご契約者の氏名を変更された場合もご連絡ください。
⑬上記以外の変更	→	上記以外の変更をご希望の場合は、事前にご連絡ください。

【ご通知をいただいた後のご契約の取扱い】
上記のご連絡をいただく場合において、以下のア.またはイ.のいずれかに該当するときは、ご契約を継続することができません。ご契約を解除させていただきますので、ご注意ください。
ア. 住居部分がなくなったとき　イ. 日本国外に保険の対象が移転したとき

事故が起こった場合

この保険で補償される事故が生じた場合は、遅滞なく、当社、取扱代理店または事故サポートセンターまでご通知ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。賠償事故などに関わる示談につきましては、必ず当社とご相談のうえ、交渉をおすすめください。ご連絡先はパンフレット裏面をご確認ください。また、損害保険金のお支払額が1回の事故につき保険金額の80%に相当する額を超えた場合は、この保険契約は、その損害が発生したときに終了します。地震保険においては、損害の認定が全損となり、保険金をお支払いした場合、その損害が発生した時に終了します。主契約が終了した場合は、地震保険は効力を失います。ご契約が終了した場合は、払込方法によって手続きが異なりますので、詳細につきましては、当社または取扱代理店までお問い合わせください。

重大事由による解除

次に該当する場合、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできない場合があります。
①保険契約者または被保険者が保険金を支払わせることを目的として損害または費用を生じさせた場合
②被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
③保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
④①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

引受保険会社が破綻した場合は

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。火災保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、地震保険については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金の全額が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または当社までお問い合わせください。（平成26年1月現在）

保険証券について

保険証券は、大切に保管してください。なお、ご契約手続き後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問い合わせください。また、保険証券に添付の控除証明書は地震保険料控除を受ける際に必要となりますので、大切に保管してください。

保険金額調整等に関する追加特約について

保険の対象が建物で保険期間が5年を超える新価・実損払（評価済）契約の場合、この特約に規定する物価変動率（注）が0.80未満（20%を超える下落）となったときは、協定再調達価額または保険金額の調整につき、当社からお客さまに連絡いたします。その際には、調整額に応じた保険料の返還を行います。
（注）保険金額調整等に関する追加特約に規定する物価変動率につきましては、当社公式ウェブサイトをご覧くださるか、取扱代理店または当社にご照会ください。

すまいとくらしの アシスタントダイヤル

日常生活やお住まいのトラブルに、安心のサービスをご用意! ※ 平成26年7月1日以降にご利用いただけます。
提携会社による以下のサービスをご利用いただけます。

すまいとくらしの アシスタントダイヤル　**0120-620-119**（ロック つ まる 119番）

※ ご利用時には、お客さまのお名前と証券番号をお知らせください。

サービス一覧

水まわりのトラブル 応急サービス
かぎのトラブル 応急サービス
防犯機能アップ 応援サービス
健康・医療相談 サービス
介護関連相談 サービス
住宅相談サービス (原則予約制)
法律相談サービス (原則予約制)
税務相談サービス (原則予約制)
※ 総括契約に関する特約がセットされた契約の場合は、サービスの対象外となります。

サービス概要

サービス名	概　要	サービスのご利用が可能な時間帯
水まわりのトラブル 応急サービス	居住建物内(専有・占有部分)の水まわりトラブル時に、水漏れを止めるための応急処置を無料で行います。	24時間 365日
かぎのトラブル 応急サービス	居住建物内(専有・占有部分*)の玄関かぎ紛失時など、一般的な住宅かぎの開錠・破錠を無料で行います。 *専有・占有部分には、分譲マンション等の各戸室の玄関ドアを含みます。	24時間 365日
防犯機能アップ 応援サービス	すまいの防犯機能アップに役立つ、ピッキングに強い錠や、防犯センサーなどの設置業者をご紹介します。	24時間 365日
住宅相談サービス (原則予約制)	すまいの維持管理やリフォームなど、すまいに関するさまざまなご相談に対して電話でお応えします。	平日 午前10時～午後5時 ※ 土・日・祝日、12/31～1/3を除きます。
法律相談サービス (原則予約制)	さまざまな法律相談に対して、弁護士が電話で適切なアドバイスを行います。 ※ 弁護士に正式に委託される場合の費用は、お客さまのご負担となります。	平日 午前10時～午後5時 ※ 土・日・祝日、12/31～1/3を除きます。
税務相談サービス (原則予約制)	さまざまな税務のご相談に対して、税理士が電話で適切なアドバイスを行います。 ※ 税理士に正式に依頼される場合の費用は、お客さまのご負担となります。	平日 午前10時～午後5時 ※ 土・日・祝日、12/31～1/3を除きます。
健康・医療 相談サービス	次のような健康・医療に関するさまざまなご相談に対して、電話でお応えします。 ●カウンセラー(保健師、看護師など)による日常生活での健康相談 ●医師による医療相談 ●臨床心理士によるメンタルヘルスの相談(注) ●医療機関情報などの提供	24時間 365日 (注)メンタルヘルス相談サービスの利用時間は以下のとおりとなります。 平日:午前９時半 ～ 午後7時 土曜:午前11時 ～ 午後６時 (日曜・祝日、12/29～1/4は除きます。)
介護関連 相談サービス	介護に関するさまざまなご相談に対して、電話でお応えします。実際に介護サービスを受けたい方に対し、サービス提供業者のお取次ぎをします。	24時間 365日

サービスご利用にあたってのご注意事項

- ●水漏れを止めたり紛失したかぎを開ける作業などの応急処置費用(出張料および作業料)が無料です。ただし、本修理や交換部品代など応急処置を超える修理費用はお客さま負担(有料)となります。
- ●サービスの対象は、保険の対象となる建物または保険の対象となる家財を収容する建物のうち、被保険者が専有・占有する居住部分にかぎります。
- ●屋外やベランダの水道など同一敷地内の居住部分以外で生じた詰まり、水漏れはサービスの対象外となります。
- ●トラブルの原因が、地震・噴火またはこれらによる津波、風災や水災などその他の自然災害、戦争、暴動および故意による場合は、サービスの対象外となります。
- ●トラブルの原因が、給排水管の凍結による場合は、サービスの対象外となります。
- ●住宅建物内のかぎ(住宅用金庫のかぎなど)の開錠は、サービスの対象外となります。
- ●上記サービスは、平成26年7月時点のものです。地域によってはご利用できない場合やサービス内容が予告なく変更される場合などがございますので、あらかじめご了承願います。
- ●詳細につきましては、ご契約のしおり、ご契約後に送付される「とりせつ(取扱説明書)」記載の「すまいとくらしのアシスタントダイヤル」サービス利用規約をご参照ください。

THE すまいの保険 のサポート体制

ご契約から事故対応のアドバイスまで、
当社がトータルにサポートします。

万一、事故にあわれたら

事故が起こった場合は、ただちに当社、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】 **0120-727-110** 24時間 365日対応

●おかけ間違いにご注意ください。

商品に関するお問い合わせ

【カスタマーセンター】

受付時間

◆平日：午前9時～午後8時
◆土・日・祝日：午前9時～午後5時（12月31日～1月3日は休業）

0120-888-089

●おかけ間違いにご注意ください。

※ ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・当社営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

1分でできるクイック試算

建物を保険の対象に含める「THE すまいの保険」の保険料を当社公式ウェブサイトで簡単に試算できます。

お客さま向けインターネットサービス

こんな便利な機能が使えます。

●契約内容・代理店の連絡先のご照会
●住所・電話番号のご変更手続き
●お取引のある代理店への保険相談

※ マイページは、個人のお客さま専用サービスです。また、マイページの各種機能は、ご契約の内容によっては対象外の場合もあります。詳しくは当社公式ウェブサイトをご覧ください。

保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】

ナビダイヤル **0570-022808** 通話料有料 PHS・IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

●おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】平日：午前9時15分～午後5時（土・日・祝日、年末年始はお休みとさせていただきます。）
詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（http://www.sonpo.or.jp/）

取扱代理店について	取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。
個人情報の取扱いについて	当社は、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等当社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）につきましては、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、当社公式ウェブサイトに掲載の個人情報保護宣言をご覧くださるか、取扱代理店または当社までお問い合わせ願います。

● 「THE すまいの保険」は、「個人用火災総合保険」のペットネームです。
● このパンフレットは「個人用火災総合保険（新価・実損払）（ベーシックプラン）」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり」をご覧ください。また、ご不明な点は、取扱代理店または当社までお問い合わせください。なお、ご契約者（加入者）と被保険者（補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。
● 「THE すまいの保険」には、ベーシックプランの他に、補償を限定したスリムプランもあります。スリムプランの詳しい内容につきましては、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

損害保険ジャパン日本興亜株式会社
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL.03-3349-3111
URL http://www.sjnk.co.jp/

株式会社 損害保険ジャパン
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL.03-3349-3111
URL http://www.sompo-japan.co.jp/

お問い合わせ先

（SJNK13-60437 2014.2.19）（99OJ6008） 402241 -0100